

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 大成建設株式会社

業者の住所 : 東京都新宿区西新宿1-25-1

2 指名停止措置期間 : 令和2年6月22日～令和2年7月21日 (1か月)

3 指名停止措置の範囲

【工事】 大阪支社管内（九州）、九州新幹線建設局管内

【役務】 大阪支社管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県に限る。）、九州新幹線建設局管内

4 事実概要

本件は、大成建設株式会社が請け負った鹿児島市内の耐震改修工事にて、アスベストの除去作業の仕事を開始するにあたり、仕事の開始の日の14日前までに鹿児島労働基準監督署長に計画の届出を行わなかったとして、令和2年4月3日、労働安全衛生法違反で鹿児島簡易裁判所より同社作業所長に対し、罰金の略式命令が出されたものである。

5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第15号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停止事由	停止期間
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	認定した日から1か月以上9か月以下
16 省略	以降 省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)